

# 藤岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2026

## 1. 目的

藤岡市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以降、「アクションプログラム」という。）は、藤岡市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

## 2. 位置付け

本アクションプログラムは、藤岡市耐震改修促進計画に基づき策定する。

## 3. 計画（令和8年度）

取組内容	<b>【財政的支援】</b> ・住宅の精密診断補助を実施 ・精密診断のための図面復元費補助を実施 ・住宅の耐震改修費（工事監理費共）補助を実施 ・ブロック塀等の撤去費を補助																																																																																			
	<b>【普及啓発等】</b> <b>1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</b> ・耐震化普及啓発 ・建築課窓口で住宅耐震化普及啓発のリーフレットを配布  <b>2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進</b> ・耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、診断者又は市職員が診断結果を説明し補助制度の案内や相談等を実施 ・耐震性無と診断され、耐震改修が未実施の住宅に対し、電話等による働きかけを実施  <b>3) 改修事業者の技術力向上等</b> ・改修事業者に対する耐震講習会を1回以上開催（県と共同実施） ・改修事業者リストを作成し公表（県と共同実施）  <b>4) 一般住民への周知普及</b> ・広報誌で耐震改修の必要性和補助制度を周知 ・市役所の相談窓口付近に住宅耐震化普及啓発のブースを設置（1週間） ・建築課窓口でリーフレットを配布し耐震改修の必要性和補助制度を周知																																																																																			
	1) 精密診断補助事業に対する補助を1戸実施 2) 住宅の耐震改修費（工事監理費含む）に対する補助を1戸実施 3) ブロック塀等の撤去費補助を10件実施																																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>～H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>診断士派遣</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>診断結果耐震性無</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>精密診断</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>改修補助</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等撤去費補助</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	年度	～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	診断士派遣	31	0	0	1	0	0	3	1	1	0	2	0	39	診断結果耐震性無	31	0	0	1	0	0	3	1	1	0	2	0	39	精密診断	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	改修補助	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	ブロック塀等撤去費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5
年度	～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計																																																																							
診断士派遣	31	0	0	1	0	0	3	1	1	0	2	0	39																																																																							
診断結果耐震性無	31	0	0	1	0	0	3	1	1	0	2	0	39																																																																							
精密診断	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2																																																																							
改修補助	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1																																																																							
ブロック塀等撤去費補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5	8																																																																							

## 4. 自己評価（前年度の取組）

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断士派遣事業は、目標2戸のところ、市民からの申請がなかった。</li> <li>精密診断補助事業は、目標1戸のところ、市民からの申請がなかった。</li> <li>耐震改修（工事監理費共）補助事業は、目標1戸のところ、市民からの申請がなかった。</li> <li>ブロック塀等撤去費補助は市民からの申請が5件あり、実施した。</li> </ul>
	<b>【普及啓発等】</b> <b>1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</b> ・固定資産税納税通知書にリーフレットを同封し、固定資産納税者に配付 ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅4軒に令和7年6月30日に戸別訪問し、耐震診断の必要性について説明をした。 <b>2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進</b> ・耐震診断の申請はなかった。  <b>3) 改修事業者の技術力向上等</b> ・「令和7年度『群馬県木造住宅耐震改修事業者向け講習会』」をオンラインで令和8年1月30日（金）～令和8年2月20日（金）群馬県と共同実施  <b>4) 一般住民への周知普及</b> ・広報誌の6月号で耐震改修の補助制度を周知 ・市役所の相談窓口付近に令和8年2月27日～3月6日（1週間）に無人の住宅耐震化普及啓発ブースを設置 ・建築課窓口でリーフレットを配布
	・大地震が来ないと思っていたり、倒壊時に周囲に迷惑をかける認識がない等、耐震化の必要性の認識が薄い住民が多い。 ・高齢の住宅所有者は、先々の住宅使用期間が長くないことや、高額な耐震改修費がネックになって、耐震改修に踏み出せない場合が多い。
	<b>改善策</b> ・耐震診断や耐震改修の補助について、制度を受ける条件を緩和し活用しやすい制度にする。また、耐震改修に係るリーフレットの配布及びホームページ等を活用して市民等にわかりやすく周知し、市民の意識の改善を図る。 ・耐震診断を実施する際に必要となる図面が無い場合の復元費用を補助する制度を制定した。